

資料③ 実務経験について

指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において規定の期間、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、実務経験を有するものと認められます。福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、以下に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとします。

実務経験の対象となる施設・事業、職種は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

【児童福祉分野 児童福祉法等】

施設種別	職種	番号
児童相談所	児童福祉司	1-2-1
	受付相談員	1-2-2
	相談員	1-2-3
	電話相談員	1-2-4
	児童心理司	1-2-5
	児童指導員	1-2-6
	保育士	1-2-7
母子生活支援施設	母子支援員（母子指導員）	1-3-1
	少年を指導する職員（少年指導員）	1-3-2
	個別対応職員	1-3-3
児童養護施設	児童指導員 ^{※1}	1-4-1
	保育士 ^{※2}	1-4-2
	個別対応職員	1-4-3
	家庭支援専門相談員	1-4-4
	職業指導員	1-4-5
	里親支援専門相談員	1-4-6
障害児入所施設	児童指導員 ^{※1}	1-5-1
	保育士 ^{※2}	1-5-2
	児童発達支援管理責任者	1-5-3
	心理指導担当職員	1-5-4
障害児通所支援を行う施設 （児童発達支援センターに限る）	児童指導員 ^{※1}	1-5-5
	保育士 ^{※2}	1-5-6
	児童発達支援管理責任者	1-5-7
	心理指導担当職員	1-5-8
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員 ^{※1}	1-6-1
	保育士 ^{※2}	1-6-2
	個別対応職員	1-6-3
	家庭支援専門相談員	1-6-4
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1-7-1
	児童生活支援員	1-7-2
	個別対応職員	1-7-3
	家庭支援専門相談員	1-7-4
	職業指導員	1-7-5
児童家庭支援センター	相談、助言、援助、指導、連絡調整を行う職員	1-8-1
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	児童指導員 ^{※1}	1-9-1
	保育士 ^{※2}	1-9-2
	児童発達支援管理責任者	1-9-3
医療型児童発達支援事業を行う施設	機能訓練担当職員 （心理指導担当職員に限る）	1-9-4
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	指導員 ^{※3}	1-9-5
	児童指導員 ^{※1}	1-9-6
	保育士 ^{※2}	1-9-7
放課後等デイサービス事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1-9-8
	障害福祉サービス経験者 ^{※4}	1-9-9
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	機能訓練担当職員 （心理指導担当職員に限る）	1-9-10
	訪問支援員 ^{※3} （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1-9-11
居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1-9-12
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	訪問支援員 ^{※3} （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1-9-13
	児童発達支援管理責任者	1-9-14
乳児院	相談支援専門員	1-10-1
	児童指導員 ^{※1}	2-2-1
	保育士 ^{※2}	2-2-2
	個別対応職員	2-2-3
	家庭支援専門相談員	2-2-4
	里親支援専門相談員	2-2-5

厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員 ^{※1}	2-13-1
	保育士 ^{※2}	2-13-2
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2-20-1
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2-21-1
子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている職員	2-22-1
「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2-23-1
「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2-23-2
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2-24-1
「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2-25-1
「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	2-26-1
「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員	2-27-1
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	2-82-1
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	2-83-1
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	2-76-1
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	2-85-1
	知的障害児施設（改正前）	児童指導員 ^{※1}
	保育士 ^{※2}	2-32-2
知的障害児通園施設（改正前）	児童指導員 ^{※1}	2-32-3
	保育士 ^{※1}	2-32-4
盲ろうあ児施設（改正前）	児童指導員 ^{※1}	2-32-5
	保育士 ^{※2}	2-32-6
肢体不自由児施設（改正前）	児童指導員 ^{※1}	2-32-7
	保育士 ^{※2}	2-32-8
重症心身障害児施設（改正前）	児童指導員 ^{※1}	2-33-1
	保育士 ^{※2}	2-33-2
	心理指導を担当する職員	2-33-3
「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	児童指導員	2-28-1
	保育士	2-28-2
教育機関 ^{※5}	スクールソーシャルワーカー	2-72-1

^{※1}「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

^{※2}「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

^{※3}「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

^{※4}「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいいます。

^{※5}「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関、及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関

【児童福祉分野 母子及び父子並びに寡婦福祉法】

施設種別	職種	番号
母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員	1-21-1

【児童福祉分野 その他②】

施設種別	職種	番号
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	2-75-1
子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員	2-76-1
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	2-77-1
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	2-78-1

【女性福祉分野 売春防止法】

施設種別	職種	番号
婦人相談所	相談指導員	1-17-1
	判定員	1-17-2
	婦人相談員	1-17-3
婦人保護施設	入所者を指導する職員	1-18-1

【高齢者福祉分野 老人福祉法】

施設種別	職種	番号
養護老人ホーム	生活相談員	1-20-1
	生活指導員	1-20-2
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームも含む)	生活相談員	1-20-3
	生活指導員	1-20-4
軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型・B型) ・ケアハウス を含む)	生活相談員	1-20-5
	主任生活相談員	1-20-6
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	入所者の生活、身上に関する 相談及び助言並びに日常 生活の世話をを行う職員	1-20-7
	相談・指導を行う職員	1-20-8
老人短期入所施設	生活相談員	1-20-9
	生活指導員	1-20-10
老人デイサービスセンター	生活相談員	1-20-11
	生活指導員	1-20-12
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている 職員	1-20-13
有料老人ホーム	生活相談員	2-3-1

【高齢者福祉分野 介護保険法】

施設種別	職種	番号	
介護保健施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 1-22-1	
		介護支援専門員 ^{※6} 1-22-2	
	介護老人保健施設	支援相談員	1-22-3
		相談指導員	1-22-4
		介護支援専門員 ^{※6}	1-22-5
	介護医療院	介護支援専門員 ^{※6}	1-22-6
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 ^{※6}	1-22-7
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を 行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相 談支援事業、権利擁護業務、ケアマ ネジメント支援、認知症初期集中支 援推進事業に限る)	1-23-1	
指定特定施設入居者生活介 護を行う施設	生活相談員	2-4-1	
	計画作成担当者	2-4-2	
指定地域密着型特定施設入 居者生活介護を行う施設	生活相談員	2-4-3	
	計画作成担当者	2-4-4	
指定介護予防特定施設入居 者生活介護を行う施設	生活相談員	2-4-5	
	計画作成担当者	2-4-6	

指定通所介護を行う施設	生活相談員	2-41-1
	生活指導員	2-41-2
基準該当通所介護を行う施設	生活相談員	2-41-3
	生活指導員	2-41-4
指定地域密着型通所介護を 行う施設	生活相談員	2-41-5
	生活指導員	2-41-6
指定介護予防通所介護を行 う施設	生活相談員	2-41-7
	生活指導員	2-41-8
基準該当介護予防通所介護 を行う施設	生活相談員	2-41-9
	生活指導員	2-41-10
第一号通所事業 ^{※7}	生活相談員	2-41-11
	生活指導員	2-41-12
指定認知症対応型通所介護 を行う施設	生活相談員	2-41-13
	生活指導員	2-41-14
指定介護予防認知症対応型 通所介護を行う施設	生活相談員	2-41-15
	生活指導員	2-41-16
指定短期入所生活介護を行う 施設	生活相談員	2-41-17
	生活指導員	2-41-18
基準該当短期入所生活介護を 行う施設	生活相談員	2-41-19
	生活指導員	2-41-20
指定介護予防短期入所生活 介護を行う施設	生活相談員	2-41-21
	生活指導員	2-41-22
基準該当介護予防短期入所 生活介護を行う施設	生活相談員	2-41-23
	生活指導員	2-41-24
指定通所リハビリテーションを 行う施設 ^{※8}	支援相談員	2-42-1
指定介護予防通所リハビリ テーションを行う施設 ^{※8}	支援相談員	2-42-2
指定短期入所療養介護を行う 施設 ^{※8}	支援相談員	2-42-3
指定介護予防短期入所療養 介護を行う施設 ^{※8}	支援相談員	2-42-4
指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2-43-1
指定夜間対応型訪問介護を 行う施設	オペレーションセンター従 業者	2-44-1
指定地域密着介護予防サー ビスを行う施設	生活相談員	2-45-1
指定小規模多機能型居宅介 護を行う施設	介護支援専門員 ^{※6}	2-46-1
指定介護予防小規模多機能 型居宅介護を行う施設	介護支援専門員 ^{※6}	2-46-2
指定認知症対応型共同生活 介護を行う施設	介護支援専門員 ^{※6}	2-46-3
指定介護予防認知症対応型 共同生活介護を行う施設	介護支援専門員 ^{※6}	2-46-4
指定複合型サービスを行う 施設	介護支援専門員 ^{※6}	2-46-5
指定地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2-47-1
	介護支援専門員 ^{※6}	2-47-2
居宅介護支援事業を行って いる事業所	介護支援専門員 ^{※6}	2-48-1
介護予防支援事業を行って いる事業所	担当職員	2-49-1
第1号介護予防支援事業を 行っている事業所	担当職員	2-49-2

※6 配置基準により配置されている資格保有者に限る。
 ※7 事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家
 試験を受験することはできません。
 ※8 介護老人保健施設において実施されているものに限る。

【高齢者福祉分野 その他】

施設種別	職種	番号
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている 相談員	2-8-1
生活支援ハウス	生活援助員	2-50-1
高齢者世話付住宅(シルバー ハウジング)、多くの高齢者 が居住する集合住宅	相談援助業務を行っている 生活援助員	2-51-1
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている 職員	2-52-1

【障害福祉分野 地域保健法】

施設種別	職種	番号
保健所	精神保健福祉相談員 ^{※9}	1-1-1
	精神保健福祉士 ^{※9}	1-1-2
	精神科ソーシャルワーカー ^{※9}	1-1-3
	心理判定員	1-1-4

※9 精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員

【障害福祉分野 身体障害者福祉法】

施設種別	職種	番号
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1-12-1
	心理判定員	1-12-2
	職能判定員	1-12-3
	ケース・ワーカー	1-12-4
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1-13-1
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2-29-1
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2-29-2

【障害福祉分野 精神保健福祉法】

施設種別	職種	番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	1-14-1
	精神保健福祉士	1-14-2
	精神科ソーシャルワーカー	1-14-3
	心理判定員	1-14-4

【障害福祉分野 知的障害者福祉法】

施設種別	職種	番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1-19-1
	心理判定員	1-19-2
	職能判定員	1-19-3
	ケース・ワーカー	1-19-4

【障害福祉分野 障害者総合支援法】

施設種別	職種	番号	
障害者支援施設	生活支援員 ^{※10}	1-24-1	
	就労支援員	1-24-2	
	サービス管理責任者	1-24-3	
地域活動支援センター	指導員 ^{※10}	1-25-1	
福祉ホーム	管理人	1-26-1	
障害者福祉サービス事業を行う施設	生活介護を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-1
		サービス管理責任者	1-27-2
	自立訓練（機能訓練）を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-3
		サービス管理責任者	1-27-4
	自立訓練（生活訓練）を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-5
		サービス管理責任者	1-27-6
	就労移行支援を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-7
		就労支援員	1-27-8
	（認定就労移行支援を含む）	サービス管理責任者	1-27-9
	就労継続支援（A型）を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-10
		サービス管理責任者	1-27-11
	就労継続支援（B型）を行う施設	生活支援員 ^{※10}	1-27-12
		サービス管理責任者	1-27-13
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1-27-14
		サービス管理責任者	1-27-15
	自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者	1-27-16
	地域生活支援員	1-27-17	
療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2-31-1	
短期入所を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2-31-2	
重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2-31-3	
共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2-31-4	

児童デイサービス（改正前）	相談援助業務を行っている職員	2-12-1	
共同生活介護を行う施設（改正前）	相談援助業務を行っている職員	2-30-1	
廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援を行う施設	相談支援専門員	2-34-1	
地域生活支援事業	「身体障害者自立支援」を行っている施設（改正前）	相談援助業務を行っている職員	2-35-1
	「日中一時支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2-36-1
	「障害者相談支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2-36-2
	「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2-36-3
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1-28-1	
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1-29-1	
基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	2-80-1	
更生身体障害者支援施設	身体障害者更生施設（肢体不自由者更生施設・視覚障害者更生施設・聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設）	生活支援員 ^{※10}	2-5-1
		生活指導員 ^{※10}	2-5-2
	身体障害者療護施設	生活支援員 ^{※10}	2-5-3
		生活指導員 ^{※10}	2-5-4
	身体障害者授産施設	生活支援員 ^{※10}	2-5-5
	生活指導員 ^{※10}	2-5-6	
	指導員 ^{※10}	2-5-7	
社会精神障害者復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	2-6-1
		精神障害者社会復帰指導員	2-6-2
	精神障害者授産施設	精神保健福祉士	2-6-3
		精神障害者社会復帰指導員	2-6-4
	精神保健福祉士	2-6-5	
	精神障害者社会復帰指導員	2-6-6	
	精神障害者福祉ホーム管理人	2-6-7	
知的障害者支援施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	生活支援員 ^{※10}	2-7-1
		生活指導員 ^{※10}	2-7-2
	知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員 ^{※10}	2-7-3
		生活指導員 ^{※10}	2-7-4
	知的障害者通勤寮	生活支援員 ^{※10}	2-7-5
	生活指導員 ^{※10}	2-7-6	

※10 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

【障害福祉分野 その他】

施設種別	職種	番号
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている指導員	2-14-1
	ケースワーカー	2-14-2
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2-15-1
「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設（改正前）	地域体制整備コーディネーター	2-37-1
	地域移行推進員	2-37-2
「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2-38-1
	地域移行推進員	2-38-2
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 ^{※11}	2-39-1
「アウトリーチ事業」、「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 ^{※11}	2-40-1
障害者雇用促進法（改正前）に規定する第1号職場適応援助者助成金又は同法（改正後）に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2-67-1
雇用保険法（改正前）に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2-69-1

※11 医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。

【障害福祉分野 発達障害者支援法 他】

施設種別	職種	番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2-64-1
	就労支援を担当する職員	2-64-2
難病相談支援センター	難病相談支援員	2-73-1
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	2-74-1

【障害福祉分野 障害者雇用促進法・職業安定法】

施設種別	職種	番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2-65-1
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2-66-1
	職場適応援助者	2-66-2
障害者雇用支援センター	旧障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2-68-1
	主任就業支援担当者	2-70-1
障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	2-70-2
	主任職場定着支援担当者	2-70-3
	生活支援担当職員	2-70-4
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	2-71-1
	発達障害者雇用トータルサポーター	2-71-2
	雇用トータルサポーター(大学等支援分)	2-71-3

【医療福祉分野 医療法】

施設種別	職種	番号
病院	退院後生活環境相談員	1-11-1
	相談援助業務を行っている職員 ^{※12}	1-11-2
診療所	退院後生活環境相談員	1-11-3
	相談援助業務を行っている職員 ^{※12}	1-11-4

※12 以下のア～エまでの業務を行っている者
 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

【低所得者福祉 生活保護法】

施設種別	職種	番号
救護施設	生活指導員	1-15-1
更生施設	生活指導員	1-15-2
授産施設	指導員 ^{※13}	2-1-1
宿所提供施設	指導員 ^{※13}	2-1-2
被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2-63-1
日常生活支援住居施設	生活支援員	2-84-1
	生活支援提供責任者	2-84-2

※13 作業指導員、職業指導員を除く

【低所得者福祉 生活困窮者自立支援法等】

施設種別	職種	番号
家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2-61-1
	相談支援員	2-61-2
	就労支援員	2-61-3
	家計相談支援員	2-61-4
生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2-62-1
	相談支援員	2-62-2
	就労支援員	2-62-3
	就労支援準備担当者	2-62-4
	家計改善支援員(改正前家計相談支援員を含む)	2-62-5

生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	2-62-6
	相談支援員	2-62-7
	就労支援員	2-62-8
	就労支援準備担当者	2-62-9
	家計改善支援員(改正前家計相談支援員を含む)	2-62-10
生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2-62-11
	相談支援員	2-62-12
	就労支援員	2-62-13
	就労支援準備担当者	2-62-14
	家計改善支援員(改正前家計相談支援員を含む)	2-62-15

【社会福祉法 その他】

施設種別	職種	番号
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1-16-1
	身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1-16-2
	知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1-16-3
	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1-16-4
	現業員・ケースワーカー	1-16-5
	家庭児童福祉主事	1-16-6
	家庭相談員	1-16-7
	面接相談員	1-16-8
	婦人相談員	1-16-9
	母子・父子自立支援員	1-16-10
	就労支援員	1-16-11
	被保護者就労支援に従事する就労支援員	1-16-12
隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2-9-1
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	2-10-1
	その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員	2-10-2
市(特別区を含む)社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	福祉活動専門員	2-11-1
	その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員	2-11-2

【その他の分野】

施設種別	職種	番号
刑事施設 (刑事収容施設法)	刑務官	2-16-1
	法務教官	2-16-2
	法務技官(心理)	2-16-3
	福祉専門官	2-16-4
少年院(少年院法)	法務教官	2-16-5
	法務技官(心理)	2-16-6
	福祉専門官	2-16-7
少年鑑別所 (少年鑑別所法)	法務教官	2-16-8
	法務技官(心理)	2-16-9
地方更生保護委員会 (更生保護法)	保護観察官	2-17-1
	社会復帰調整官	2-17-2
保護観察所 (更生保護法)	保護観察官	2-17-3
	社会復帰調整官	2-17-4
更生保護施設 (更生保護事業法)	補導主任	2-18-1
	補導員	2-18-2
	福祉職員	2-18-3
	薬物専門職員	2-18-4
労災特別介護施設 (労働者災害補償保険法)	相談援助業務を行っている指導員	2-19-1
地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2-53-1
就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	2-54-1

ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2-55-1
	その他の相談援助業務を行っている専任の職員	2-55-2
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2-56-1
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2-57-1
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2-58-1
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業者	相談援助業務を行っている職員	2-59-1
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業者	相談援助業務を行っている職員	2-60-1
成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 (成年後見制度の利用の促進に関する法律)	相談援助業務を行っている職員	2-79-1
家庭裁判所(裁判所法)	家庭裁判所調査官	2-81-1

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設種別	職種	番号
重度身体障害者更生支援施設	生活支援員 ^{※10}	3-1-1
	生活指導員 ^{※10}	3-1-2
身体障害者福祉ホーム	管理人	3-2-1
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3-3-1
	精神障害者社会復帰指導員	3-3-2
経過的な精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行っている職員	3-4-1
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3-5-1
知的障害者デイサービスセンター	指導員 ^{※10}	3-6-1
	生活指導員 ^{※10}	3-6-2
	相談援助業務を行っている職員	3-6-3
知的障害者福祉ホーム	管理人	3-7-1
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者福祉センター 身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業	相談援助業務を行っている職員	3-8-1
知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 知的障害児施設 知的障害児通園施設 自閉症児施設 盲ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児療護施設 肢体不自由児通園施設 重症心身障害児施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3-8-2
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業	相談援助業務を行っている職員	3-9-1
経過的なデイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行なっている専任の職員	3-10-1

「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員	3-11-1
知的障害者生活支援事業 知的障害者通園寮 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3-12-1
高齢者住宅等安心確保事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業	生活援助員	3-13-1
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 高齢者世話付住宅において実施する事業		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3-14-1
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員	3-15-1
子ども家庭相談事業 児童センター 市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3-16-1
乳幼児健全育成相談事業 保育所 乳児院において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3-17-1
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3-18-1
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3-19-1
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	3-20-1
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助の範囲の条件を満たす相談援助業務を行っている職員として、厚生労働大臣から個別に認定を受けて承認を得るためには、厚生労働省に申請し、承認してもらおう。 ※この手続きには、数ヶ月間必要となります。それ故に原則12月を超えての受付はしかねます	2-86-1

※10「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。